

令和7年度



三次市病院事業会計予算

三 次 市

議案第9号

令和7年度三次市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度三次市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業務量

イ 病床数 (許可)	328床			
一般病床 (許可)	328床			
ロ 患者数	年間	257,945人	1日平均	939人
入院患者	年間	89,060人	1日平均	244人
外来患者	年間	168,885人	1日平均	695人

(2) 建設改良計画

イ 資産購入	250,000千円
ロ 施設整備事業	256,781千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	10,573,852千円
第1項	医業収益	9,820,680千円
第2項	医業外収益	752,870千円
第3項	特別利益	302千円
		支 出
第1款	病院事業費用	11,176,562千円
第1項	医業費用	11,098,903千円
第2項	医業外費用	75,357千円
第3項	特別損失	302千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額 445,572 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,206 千円及び過年度分損益勘定留保資金 400,366 千円で補てんするものとする。。

収 入		
第 1 款	資本的収入	420,951千円
第 1 項	企業債	297,900千円
第 2 項	補助金	2,750千円
第 3 項	負担金	120,300千円
第 4 項	長期貸付金	1千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	866,523千円
第 1 項	建設改良費	506,781千円
第 2 項	企業債償還金	346,742千円
第 3 項	長期貸付金	12,000千円
第 4 項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器の保守管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療事務業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
洗濯業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
物品管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
廃棄物収集運搬処分業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
給食業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額

中央材料室及び手術室補助業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療検査の業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
寝具等の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療及び事務機器の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
情報発信に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
病院内保育運営業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
夜間看護補助員業務委託に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	66,000 千円
薬剤師奨学金返済支援助成金	令和7年度から 令和15年度まで	薬剤師奨学金返済支援助成金の交付決定をした額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
資産購入	120,400 千円	証書借入	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
施設整備	177,500 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,067,243 千円
- (2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,466,549 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療器械	自動細菌同定感受性検査装置	1 式
医療器械	静止画画像サーバー	1 式
医療器械	透析装置	1 式

令和7年2月21日提出

三次市長 福岡誠志